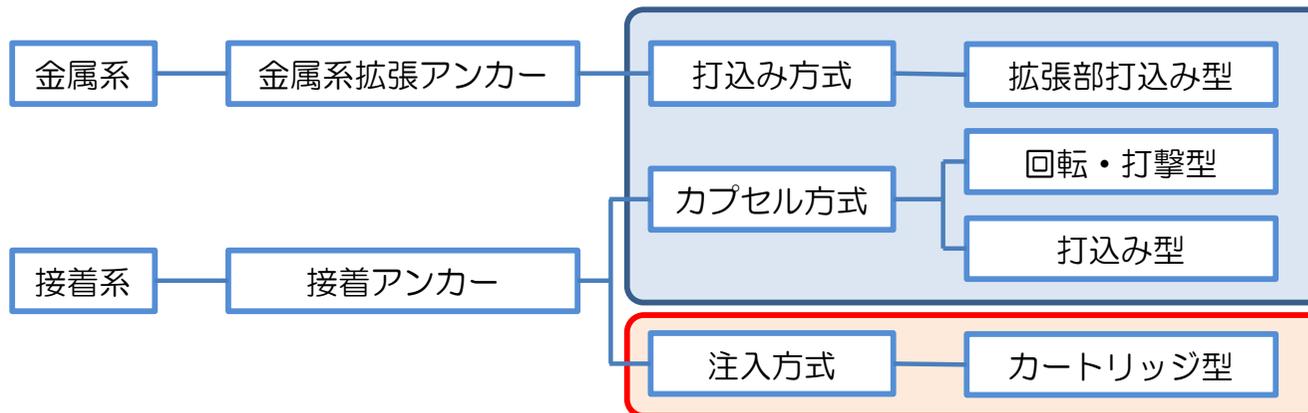


【解説】 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正について (令和4年3月31日施行)

改正告示 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)

<改正概要>

- 国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定できる「あと施工アンカー」について、
「既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの」から
「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるもの」に
適用可能な建築物及び使用できる部位が拡大されました。
- 増改築や新築において、補強以外の用途にあと施工アンカーを使用することが可能になりました。



: 従来から強度指定の対象 (あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針 の適用範囲)

: 新たな強度指定の対象

【解説】 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正について (令和4年3月31日施行)

改正告示 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)

<「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」の取扱いについて>

- ・既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるあと施工アンカーについては、「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」に基づいて、告示第1024号の改正後も引き続きあと施工アンカーの接合部の強度指定を受けることが可能です。

<その他>

①計画の変更に係る取扱いについて

建築確認を受けた建築物の計画の変更をして、強度指定を受けたあと施工アンカーを使用する場合は、構造耐力上主要な部分である部材の材料について、変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更^①に該当することから、建築基準法施行規則 第3条の2 第1項に規定する軽微な変更には該当しないことに留意が必要^②です。

②中間検査申請書及び完了検査申請書における記載事項

完了検査申請書又は中間検査申請書の第四面の「工事監理の状況」欄の「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」欄及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」欄に、あと施工アンカーが強度指定書の適用範囲（あと施工アンカーを施工した時点において品質管理等の体制が取られていることの確認を含む）に基づいて、適切に施工・工事監理が実施されていることを記載する必要があります。

